

# 審査基準

基準の名称	解散の決議の認可（漁協）基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	068-2	解散の決議の認可（漁協）
基準の内容		
<p>「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）のとおり。</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点） 組合等の設立、定款変更及び解散に関し、法第 63 条第 1 項（設立）、第 48 条第 2 項（定款変更）及び第 68 条第 2 項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあつては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。</p> <p>（１）形式的事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請書は正規な申請書から認可権者あてに提出されているか。</li><li>② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。</li><li>③ 定款は法第 32 条に規定する事項がすべて網羅されているか。</li><li>④ 決定手続は法第 48 条、第 50 条等に照らし、適法に行われているか。</li></ol>		